平成２１年（フ）第８７９号
神奈川県秦野市沼代新町６番13号　村上コーポ203号、前住所神奈川県秦野市西大竹272番地ロ号
債務者　古宮　　治（旧姓石崎）
1　決定年月日時　平成21年12月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月26日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第８８０号
神奈川県平塚市西真土３丁目15番30号、前住所神奈川県平塚市四之宮４丁目13番71―１号
債務者　磯崎久美子
1　決定年月日時　平成21年12月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月26日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第８８３号
神奈川県足柄上郡山北町川西1685番地23
債務者　小田　　楷
1　決定年月日時　平成21年12月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月26日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第８８６号
神奈川県足柄上郡大井町上大井11番地15
債務者　丸山　絵美
1　決定年月日時　平成21年12月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月26日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第８８９号
神奈川県厚木市下荻野1249番地１　第２ハイデン103、旧住所神奈川県厚木市妻田北１丁目13番３号　メゾン相模野111
債務者　松崎有里沙（旧姓新城）
1　決定年月日時　平成21年12月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月26日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第１２８号
新潟県阿賀野市荒屋108番地
債務者　五十嵐俊之
1　決定年月日時　平成21年12月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月26日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２１年（フ）第１１９号
長野県諏訪市城南１丁目2654番地１
債務者　本田　理蓮（旧姓矢﨑）
1　決定年月日時　平成21年12月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月26日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成２１年（フ）第２４４号
岐阜県揖斐郡大野町大字西方965番地11、住民票上の住所奈良県北葛城郡広陵町大字疋相430番地１
債務者　吉村　佳則
1　決定年月日時　平成21年12月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月26日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２１年（フ）第２４９号
住居所不明、最後の住所岐阜県海津市南濃町松山66番地29
債務者　鈴木　春美
1　決定年月日時　平成21年12月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月26日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２１年（フ）第４３４号
福岡市中央区港１丁目２番18―2006号、前住所福岡市舞鶴２丁目４番23―1705号
債務者　山本　真寿
1　決定年月日時　平成21年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月26日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１７２９号
神戸市北区藤原台北町３丁目６番19―101号、従前の住所兵庫県三田市武庫が丘７丁目６番地
債務者　床並　桂輔
1　決定年月日時　平成21年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月26日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１７３０号
神戸市北区藤原台北町３丁目６番19―101号、従前の住所兵庫県三田市武庫が丘７丁目６番地
債務者　床並　　愛（旧姓福井）
1　決定年月日時　平成21年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月26日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２０９６号
福岡市西区大町団地９番206号
債務者　大貝　勝美
1　決定年月日時　平成21年12月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２３０５号
福岡県春日市紅葉ヶ丘東10丁目109番地１ユニフレックス春日102号
債務者　木下　敏徳
1　決定年月日時　平成21年12月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第３３５号
佐賀県嬉野市嬉野町大字下宿乙1177番地
債務者　相川　杉代
1　決定年月日時　平成21年12月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月26日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２１年（フ）第３３６号
佐賀県嬉野市嬉野町大字下宿乙1177番地
債務者　相川　英夫
1　決定年月日時　平成21年12月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月26日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２１年（フ）第３５０号
佐賀県武雄市武雄町大字昭和30番地15
債務者　蒲原美由記
1　決定年月日時　平成21年12月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月26日まで
佐賀地方裁判所武雄支部